

平成 29 年度琉球大学法科大学院  
B 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子  
(既修コースへの単位認定試験問題を兼ねています)

1

民法〔全 450 点中 150 点〕

平成 28 年 10 月 22 日 (土曜日)  
9 時 30 分～11 時 00 分 (90 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 6 枚、下書用紙 2 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 問題（150点）

次の【事実1】を読んで〔設問1〕に答え、【事実2】を読んで〔設問2〕に答えなさい。

### 【事実1】

1. Aは、ギャンブルにはまって500万円もの借金を負い、厳しい借金の取立てにあっていた。
2. Aには、唯一の肉親である父Bがいたが、数年前に勘当されて絶縁状態であり、借金の相談をできる関係ではなかったが、Aは、父Bが現在空き地になっている時価3000万円は下らないと思われる宅地（以下「本件土地」という。）を所有していることを知っていたことから、これを売却して借金の返済に充てようと考え、一人暮らしの父Bが留守のときにB宅に侵入し、本件土地の権利証を盗むとともに、Bの実印を盗用して、本件土地につき、AB間の売買契約書等の必要書類を偽造し、BからAへの所有権移転登記を行った。
3. そして、Aは、事情を知らないCとの間で、本件土地を3000万円で売却する旨の売買契約を締結し、契約締結時に手付金として500万円の支払を受け、1か月後に、残代金と引換えに、Cへの移転登記をする旨合意した。
4. その後すぐに、Aは、Cから支払を受けた手付金500万円で借金を返済した。
5. 1か月後の履行期に、Cが残代金を準備した上でAに移転登記請求をしたところ、Aは、真実は本件土地の所有者は父Bであり、Aには処分権限がなかったこと、Bから本件土地の所有権を取得してCに移転することは困難であることなどを告白し、Cからの移転登記請求を拒んだ。

### 〔設問1〕（80点）

【事実1】1から5を前提として、以下の小問(1)及び(2)に答えなさい。

**小問(1)** その後、Bが死亡し、唯一の相続人であるAがBの地位を相続した場合、Cは、Aに対し、本件土地の所有権移転登記請求をすることができるか、法的根拠を明らかにしつつ論じなさい。（35点）

**小問(2)** 逆に、その後死亡したのがAで、唯一の相続人であるBがAの地位

を相続したという場合、Cは、Bに対し、どのような請求をすることができるか、請求の根拠及び内容を明らかにしつつ論じなさい。(45点)

## 【事実2】

1. X社は、機械メーカーである。X社が製造する食品加工機械は10機種で、各機種の型番はXP101からXP110である。
2. Y社は、食品メーカーである。Y社は、新しい食品加工機械を導入することになり、Y社担当者Aは、X社製の型番XP101の食品加工機械が最もY社のニーズに合致していると考えた。
3. そこで、Y社担当者Aは、平成28年8月8日、X社担当者Bに電話をし、型番XP101の食品加工機械の購入に向けた交渉をしたところ、代金額税込420万円、機械の設置を含む引渡しを同月19日までにY社の工場で行うという内容で交渉がまとまった。そこで、Y社において、発注権限のある上司の決裁を得て注文書を作成し、X社に送付することになった。
4. Y社担当者Aは、すぐに発注権限のある上司CにX社との交渉結果を報告し、その決裁を得て注文書を作成し、平成28年8月8日、これをX社に送付したが、送付した注文書の品名欄には「食品加工機械(型番XP110)」と型番に誤記があった。
5. この注文書を受け取ったX社担当者Bは、受注を決定する権限のある上司Dの決裁を得た上、平成28年8月9日、注文書と同一内容の注文請書(品名欄に「食品加工機械(型番XP110)」と型番に注文書と同じ誤記があるもの)をY社に送付した(以下、このXY間の売買契約を「本件売買契約」という。)
6. Y社担当者Aは、平成28年8月10日、X社から注文請書を受け取った。
7. X社納品担当のEは、注文請書の写しに基づき、平成28年8月19日午前、型番XP110の機械をY社の工場に搬入しようとしたが、Y社側から購入したのは型番XP101の機械であると指摘され、X社受注担当のBに電話で確認したところ、Y社側の指摘が正しいと分かった。そこで、いったん設置を取りやめ、改めて同日午後型番XP101の機械を用意し、これをY社の工場に設置し、納品が完了した。  
また、同日、納品を確認したY社からX社への本件売買契約の代金の支払も完了した。
8. その後、X社とY社との間で、本件売買契約について何らのトラブルも生じていない。

**〔設問 2〕 (70 点)**

**【事実 2】** 1 から 8 を前提として、以下の**小問(1)**から**(3)**に答えなさい。

**小問(1)** 本件売買契約の成立した年月日はいつか、結論並びに根拠条文にも言及した理由を簡潔に述べなさい。(10 点)

**小問(2)** 本件売買契約は、型番 XP101 の機械と型番 XP110 の機械のどちらを目的物として成立したと解するべきか、どのような基準で契約の解釈を行うべきかという点にも言及しつつ、論じなさい。(25 点)

**小問(3)** 本件売買契約は、民法第 95 条により無効となるか、民法第 95 条の制度趣旨や錯誤の意義にも言及しつつ、論じなさい。(35 点)

以 上

平成 29 年度琉球大学法科大学院  
B 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子  
(既修コースへの単位認定試験問題を兼ねています)

2

刑法〔全 450 点中 100 点〕

平成 28 年 10 月 22 日 (土曜日)  
11 時 20 分～12 時 20 分 (60 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 4 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 問題（100点）

次の【事例】につき，【設問】に答えなさい。

### 【事例】

大学生の甲と乙は、郊外型チェーン店の焼肉屋で夕食をとることにした。実はこのとき、どちらも所持金がまるでなかったにもかかわらず、それぞれが奢ってもらいか立て替えてもらうかしようとひそかに考えていたため、お互いに相手が無一文である事実を知らなかった。

入店後、甲らは約1万円分の飲食をし、そろそろ帰ろうというときになって、どちらも所持金を持っていないということに気が付いた。アルコールが入って気が大きくなっていた二人は、相談の末、二人一緒では目立つので一人ずつ順番に店を出ること、店員に不審に思われそうになったら車内に財布を忘れたので駐車場まで取りに行くなどと言い訳し安心させて店外に出ること、先に店を出た者は駅の待合室で待っていることを決めた。そしてジャンケンで、甲、乙の順で実行することにした。

しばらくして甲が席を立ち、レジが設置されている店の出入り口に向かった。ところが、ちょうど別の複数のグループが一斉に帰ろうとしてレジに殺到したため、レジ担当の店員Aはその対応に追われて、甲の動きに気付く気配がまるでなかった。そこで、甲はその隙に乗じて扉を開けて店外に脱出し、打ち合わせした場所で乙を待っていた。

10分後、乙が出入り口に向かった。すると今度はAはレジで暇そうにしており、無言で通り過ぎるわけにはいかない状況だったので、乙は「財布を車に忘れたので取ってきます。」とAに告げた。Aは、「財布を取ったら戻ってきて支払をしてくれるのだろう。」とぼんやり考えて、「わかりました。」と言って乙を見送った。しかしその直後、乙が座っていたテーブルを見ると、当初いたはずの連れ（甲）もいつの間にかいなくなっており、無人になっていたため、何かがおかしいと気づき、慌てて店を出て「お客様。お待ちください。」と声をかけた。乙は、しまった、ばれたと思い、走り出した。食い逃げだと判断したAは、急いで乙を追いかけ、30メートルほど走ったところで追いついて、乙の腕を捕まえた。乙はこれを振りほどいて逃げようとしたが、Aが離そうとしなかったため、Aの顔面を狙って思い切り素手で殴りつけた。そしてAが鼻血を出して痛さの余り思わず手を離れた隙に、乙は現場を立ち去った。

駅に着くと、待っていた甲が「遅かったけれど、何かあったのか？」と問い

た。乙は「いや、何も。車に財布を取りに行くと嘘を言ったら店員が信じたので、店を出て、そのまま逃げてきただけさ。」と答えた。

**【設問】**

甲および乙の罪責について述べなさい。特別法上の犯罪には触れないでよい。

以 上

平成 29 年度琉球大学法科大学院  
B 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子  
(既修コースへの単位認定試験問題を兼ねています)

3

憲法 [全 450 点中 100 点]

平成 28 年 10 月 22 日 (土曜日)  
13 時 15 分 ~ 14 時 15 分 (60 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 4 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。



## 問題（100点）

次の【事例】を読んで，【設問】に答えなさい。

### 【事例】

日本国内の砂糖の原料となる甘味資源作物は「てん菜」と「さとうきび」であるが、例えば、「さとうきび」は、沖縄県・鹿児島県南西諸島において当該地域を支える基幹作物となっており、国内産糖製造事業者とともに地域農業・地域経済上重要な役割を担っている。ところが、「さとうきび」から製造される「甘しや糖」の場合には、外国産に比べて国内産は5倍の価格となっており、大幅な内外の価格差がある。国会は、砂糖の国内自給率の向上が重要な政策課題であることを勘案し、外国産糖と競合となる国内糖業を保護し、その健全な発展を図るため、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（以下、「糖安法」という。）を制定した。この糖安法に基づいて、精製糖の海外からの流入を高い水準の関税・調整金を通じて阻止するとともに、タイや豪州など海外で生産された価格の安い外国産の原料糖（粗糖）を輸入し、国内の消費地近くの工場で精製する者（精製糖企業など）から調整金を徴収し、それを財源として、国内のさとうきび・てん菜の生産者や国内産糖の製造事業者に交付金を支援することで内外価格差を解消し、国内の砂糖の安定的な供給の確保を期する糖価調整制度が設けられている。

A会社は、輸入粗糖を原料とする精製糖企業である。砂糖の国際相場が比較的 low 水準で安定的に推移しているなかで、主要生産国であるブラジルの通貨レアル安による輸出増加や豊作観測などから、さらに相場は下落することとなった。しかも、国内需給は、砂糖消費が消費者の低甘味嗜好などを背景に、砂糖の消費量は減少しているために、その原料となる粗糖の輸入量も減少している。A会社は長年の海外製糖業者との関係を通じて輸入精製糖を安く仕入れるルートももっているが、糖安法の糖価調整制度によって高い水準の関税・調整金を課されるため、自由に外国産を輸入したり精製糖を国際的な水準の価格で購入する途までも閉ざされている。

A会社はコスト削減に取り組んでも調整金の徴収によって利潤が一層低下し、莫大な損害を被っていることから、糖安法は憲法に違反すると主張し、国を相手に損害賠償を求める訴えを提起した。

**〔設問〕**

A会社の立場に立ち、糖安法の違憲性について論じなさい。また、これに対して想定される国からの合憲論を簡潔に述べなさい。

以 上

平成 29 年度琉球大学法科大学院  
B 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子  
(既修コースへの単位認定試験問題を兼ねています)

4

商法〔全 450 点中 50 点〕

平成 28 年 10 月 22 日 (土曜日)  
14 時 30 分～15 時 00 分 (30 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 3 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 問題 (50 点)

A株式会社では、定款によって株主総会における議決権行使の代理人資格を株主に限定している。以下の場合において、代理人（いずれもA会社の代理人ではない）による議決権行使が許されるか論じなさい。

- (1) 株主であるB株式会社が代表権を有しない従業員を代理人に選任した場合 **(30 点)**
- (2) 個人株主であるCが弁護士を代理人に選任した場合 **(20 点)**

以 上

平成 29 年度琉球大学法科大学院  
B 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子  
(既修コースへの単位認定試験問題を兼ねています)

5

**民事訴訟法**〔全 450 点中 50 点〕

平成 28 年 10 月 22 日 (土曜日)  
15 時 05 分～15 時 35 分 (30 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 3 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 問題 (50 点)

X 1 ～ X 5 は、甲土地を共有しているところ、Y がその一部は自ら所有する山林に属していると主張しているため、Y を被告として、甲土地が X 1 ～ X 5 の共有であるとの共有権の確認を求める訴えを提起することとした。この訴えが固有必要的共同訴訟とされる理由について、説明しなさい。

以 上